

児童虐待事案への迅速かつ的確な対応の推進

大阪府警察 「児童虐待対策室」

全国初の児童虐待の専門部署「児童虐待対策室」が平成29年から大阪府警察本部に設置されています。

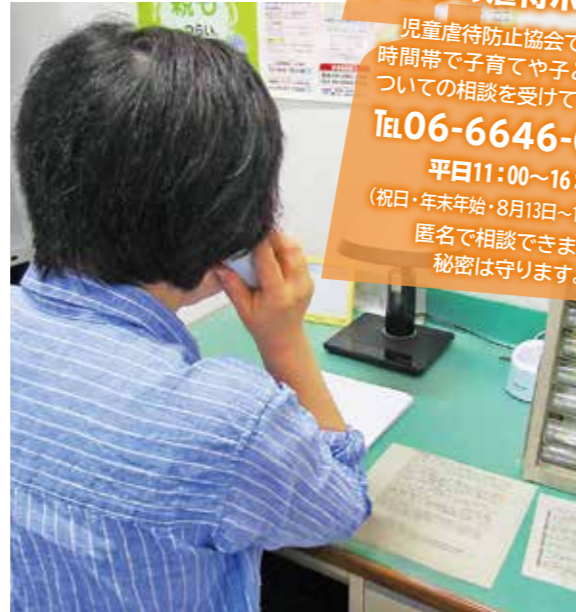
児童虐待が疑われる事案を認知した際は、早期に児童の安全を確認するとともに、事実関係を調査し、虐待の疑いがある児童については、速やかに児童相談所に通告して、行為者と児童を一時的に分離する等の安全確保を最優先とした対応を徹底しています。

また、児童相談所等の関係機関から提供された情報や法に基づく援助要請に対し、事件化を含めた速やかな対応を行っています。

令和3年の児童虐待事案通告児童数は12,025人、検挙件数(人員)は90件(92人)となっています。

事例 ● 子どもの泣き声通報に対する調査活動

対象家庭が判明しない「子どもの泣き声通報」に対して、あらゆる調査を徹底して対象家庭を早期に特定し、虐待のおそれを認めれば児童相談所に通告する等、児童の安全確保を図りました。



子どもの虐待ホットライン

児童虐待防止協会では、下記の時間帯で子育てや子ども虐待についての相談を受けています。

TEL06-6646-0088

平日11:00~16:00

(祝日・年末年始・8月13日~15日を除く)

匿名で相談できます。

秘密は守ります。

す。福祉サービスは充実してきましたが、対象や制限があり、市区町村でも対応に違いがあるなど、支援が届かない隙間が生じています。また、高年齢の子どもへの自立支援や居場所づくりなど、まだまだ支援が充実していません」と津崎理事長は語ります。

このような中、まず地域の福祉関係者は把握している課題や自分たちの取り組みを行政と共有。地域の状況に応じた効果的なサービスを提供できる、見守り体制構築に向け、行政と共に取り組んでいくことが、求められています」と津崎理事長は語ります。

2022年8月現在の内容です。

大阪府社会福祉協議会 会員のみなさまへ
福利厚生充実による人材確保と
職員の皆さまに安心して働いていただくために

福利厚生団体保険制度

(業務災害総合保険)

- 特長1** 業務中や通勤途上のケガを職員の人数に関係なく補償します。
- 特長2** 職員全員を無記名で補償します。
※パート、アルバイト、派遣職員も補償できます。
- 特長3** 職員の増員・入れ替わりも自動的に補償します。
※年間総収入による保険料で、人数の報告・精算などは不要です。
- 特長4** 病気による入院の補償や、加えて、がん通院の治療費補償もセットできます。



引受保険会社
AIG損害保険株式会社 大阪プロチャネル営業部
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 36F
TEL:06-7223-2010 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
https://www.aig.co.jp/sonpo

取扱代理店
株式会社 島本保険事務所
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪センタービル2階
TEL:06-6252-4520
https://www.shj.co.jp/

※この広告は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 D-006099 2023-08

特集 —11月は「児童虐待防止推進月間」—

子ども・家庭を社会につなぐ



全国の児童相談所が令和3年に対応した18歳未満の子どもへの虐待件数は、20万7,659件と過去最多となり、増加の一途をたどっています。国は、今年6月、児童福祉法を一部改正(令和6年4月1日施行 一部除く)。市区町村に“こども家庭センター”を設置するなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充をすすめています。

今回は、日本ではじめて虐待防止に取り組む民間団体として設立された、認定NPO法人児童虐待防止協会(以下、防止協会)にインタビュー。コロナ禍での児童虐待の現状と課題、今後取り組むべき方向性について聞きました。



増え続ける児童虐待とコロナ

「虐待件数の増加は、コロナ前から続いている孤独・孤立などの社会状況の結果です。今、要保護児童対策地域協議会に繋がっている虐待ケースについては、コロナが直接的な要因とは言いがたいですが、今後、注視する必要があると見ます」と児童虐待問題の第一人者である津崎哲郎理事長は警鐘をならします。



津崎哲郎理事長

防止協会は、電話相談「子どもの虐待ホットライン」を実施。虐待に関わるすべての人の相談を専門的な知識をもった相談員が対応しています。

令和2(2020)年度は、休校によるストレス、コロナによる収入減など初の保護者の相談が増え、これまで支援を必要としていなかった層にも大きな影響を与えたことがうかがえます。

また、行政で実施している乳幼児健診では、子どもたちの運動発達や言語能力の遅れがでているという報告も受けています。ゲーム依存や性的問題行動の増加など、今、大きく表面化していない問題についても、すべての世代の子どもたちに大きな影響があったことを前提に、き

めこまやかに子どもたちのようすを見ていくことが重要です。

民間の力を生かす 法改正

児童虐待の対応は、基本的に児童相談所や市区町村が行います。しかし、増加する虐待件数にマンパワーが不足し、対応が追いつかないという課題があります。こうした状況を受け、国は今年6月、児童福祉法を一部改正。民間と協働という大きなテーマを打ちだし、妊娠・子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関「こども家庭センター」の設置を努力義務にしました。

「こども家庭センター」は相談を受けただけではなく、支援をつなぐためのマネジメント(サポートプランの作成)等も担っています。行政・民間が一体となり、具体的な支援メニューを開発・拡充することで、支援体制の構築をめざしています。

予防・防止の体制づくり

防止協会では、民間の独自性を保持しながら行政と連携強化。行政職員の義務研修や専門性を高めるためのスーパーバイザーの派遣など、児童虐待防止に関わる人材の養成・育成を行っています。近年は、市民の児童虐待に対する関心の高まりを受け、専門家だけでなく、



認定NPO法人
児童虐待防止協会

平成2年、子どもの虐待を防止するために、医療、保健、福祉、法曹、教育、報道などの関係者により日本で最初に創設された民間団体。

現在は、電話相談研修会の開催や講師派遣、学校授業への参加、行政からの受託事業など地域の支援者や児童福祉施設関係者、市民を巻き込むような事業を展開。

より幅広い層への自主講座も実施。受講者が虐待防止や子育て支援の活動に参加することで、支援の層を厚くすることを目標にしています。

また、子どもたち自身が子育てや虐待について学び、高校生対象の予防教育事業も実施しています。虐待についての正しい知識を習得し、予防や自ら解決するための方法を身につけられるように働きかけています。

支援と支援の隙間を埋める

「児童虐待を予防・防止するうえで最も大切なのは家族を孤立させないこと。都市化が進む中、孤立が深刻化し、弱い立場にある子どもが被害にあっているま